

令和 8 年第二回八丈町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

令和 8 年 6 月 1 2 日（金曜日）午前 9 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 4 3 号 令和 8 年度八丈町一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 議案第 4 4 号 令和 8 年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 議案第 4 5 号 令和 8 年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 5 議案第 4 6 号 令和 8 年度八丈町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 議案第 4 7 号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4 8 号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 4 9 号 町災第 2 0 号道路災害復旧工事（中－0 3）請負契約
- 第 9 報告第 7 号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
- 第 1 0 承認第 1 3 号 議員の派遣承認について（東京都道路整備事業推進大会）
- 第 1 1 承認第 1 4 号 議員の派遣承認について（第 7 5 回全国漁港漁場大会）
- 第 1 2 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 3 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 4 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第 1 5 議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（1 0 名）

2 番	浅 沼 隆 章 君	3 番	奥 山 幸 子 君
5 番	山 下 則 子 君	6 番	金 川 孝 幸 君
7 番	沖 山 昇 君	8 番	岩 崎 由 美 君
9 番	浅 沼 碧 海 君	1 0 番	山 下 巧 君
1 1 番	浅 沼 憲 春 君	1 2 番	山 本 忠 志 君

欠席議員（2 名）

1 番 真 田 幸 久 君

4 番 浅 沼 清 孝 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 下 奉 也 君	副 町 長	山 越 整 君
公営企業 管 理 者	奥 山 勉 君	教 育 長	大 澤 道 明 君
企 画 財 政 課 長	金 川 智 亜 樹 君	総 務 課 長	高 野 秀 男 君
防 災 対 策 課 長	土 屋 巧 君	防 災 課 幹 主 幹	倉 嶋 崇 嗣 君
税 務 課 長	山 下 進 君	住 民 課 長	小 野 高 志 君
福 祉 健 康 課 長	菅 原 宏 幸 君	福 祉 課 幹 主 幹	佐々木 恒 君
建 設 課 長	櫻 庭 郁 也 君	産 業 観 光 課 長	大 澤 知 史 君
会 計 課 長	金 川 祐 子 君	企 業 課 長	岡 野 豊 広 君
教 育 課 長	田 村 久 美 君	消 防 長	堀 本 敏 彦 君
病 院 院 長 事 務 補 佐	菊 池 裕 介 君	企 画 課 長 財 政 係 長	佐々木 奏 君
財 政 課 長 企 画 係 長	奥 山 公 貴 君		

事務局職員出席者

事務局 長	高 橋 太 志 君	書 記	浅 沼 紀 子 君
書 記	吉 成 純 平 君	書 記 (録 音)	門 倉 麻 実 君
書 記 (録 音)	佐々木 敦 子 君		

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、令和8年第二回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時01分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程は配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に10番、2番議員を指名いたします。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、昨日からの継続で、議案第43号 令和8年度八丈町一般会計補正予算の審議をいたします。

一般会計補正予算の質疑については、初めに、歳入から、その後歳出に分けて進行したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、質疑に入ります。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算書1ページから10ページ、歳入等について質疑をお受けいたします。歳入についての質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、11ページから最後の27ページまでの質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） 12ページの総務費、役務費の防災士資格申請手数料9,000円、またその下の防災士研修受講負担金 6 万4,000円というのがあるんですけども、これは両方1つのことに対してのことなのかなと思って、例えば、職員が受講して申請したということではないのでしょうか。それで1名分なんでしょうか。聞かせてください。

○議長（山本忠志君） 防災対策課長。

○防災対策課長（土屋 巧君） こちらの防災士資格申請手数料なんですけれども、資格を取得することが、申請すれば可能な職員がおりまして、そちらの申請手数料と、下のほうに受講負担金とありますけれども、こちらのほうは、まず1名行かせていただくという費用になっております。

以上です。

○5 番（山下則子君） 別々ってことでしょうか。

○防災対策課長（土屋 巧君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

6 番。

○6 番（金川孝幸君） おはようございます。

18ページの振興費、農業振興費、切葉生産日本一PRの動画制作費ってあるんですが、この日本一をPRする目的は、過去の実績をPRするのか、今後の継続もPRするのかどちらなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） こちらについては本来でしたら、昨年羽田空港で日本一のPRイベントというのを考えていて、本当は昨年につくる予定だったんですけども、台風でちょっと中止になってしまいまして、それでずれ込んでということで、だから、これまでの実績といいますか、何ていうんですかね、今現役でやられている方とかのそういったPRをして、今年度、また恐らく9月議会になると思うんですけども、PRの補正をさせていただいて、また羽田空港でできればなと思ってやっけてはいるものでございます。

○議長（山本忠志君） 6 番。

○6 番（金川孝幸君） 台風からもう半年以上たっているんですけども、今の特にロベです

ね、切葉の出荷状況を見ると、悲惨な状態なんですね。2日前、朝の集荷場行ったんですけども、共選で五、六箱しかないんですね。ピーク時の10分の1どころか悲惨な状態になっているんで、このPRも大事なんですけれども、あと高齢者も多いんで、今後どうなるかちょっと心配な部分もあるんで、そちらのほうにも力を入れてほしいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 12ページの総務費の備品購入費の応急給水用組立式タンク購入とありますけれども、これ1リットル入るタンクと伺っているんですけれども、1リットルじゃない、1,000リットル。そうすると1トンですよ。それは水を入れた状態で置くのか、空の状態で置いて、その緊急時に入れるのか、その辺はどうなんでしょう。

○議長（山本忠志君） 防災対策課長。

○防災対策課長（土屋 巧君） こちらのタンクなんですけれども、去年の台風で東京都さんが持ってきていただいた四角いタンクがあったと思うんですけれども、あちらのような形のものです、直接水道から入れることが可能、また、給水車からも圧水して入れることが可能という、外気に触れないで給水できるものを購入しようと思っています。

運搬方法は、水を入れてから運ぶことも可能で、フォークリフトで持ち上げたりとか、平の車があれば運搬が可能というものを購入しようと考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） じゃ、幾つそれを備品として持ってて、どこに常時置いておくのか。

○議長（山本忠志君） 防災対策課長。

○防災対策課長（土屋 巧君） 10基購入予定になっていまして、今、やはり倉庫のほう不足していますけれども、防災対策課のほうで管理をしていくこと、今のところは考えております。その後訓練等を進めて、水道ともいろいろ協力して進めてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

9番。

○9番（浅沼碧海君） すみません。直接項目が見当たらずで、本当は昨日行った振り返りでお伝えしたいことがあったんですけれども、1点、八丈町、できれば八丈支庁にも検討していただきたい件がございまして、今道路の通行止めや情報等が町も都もXを中心に情報発

信を行っていると思うんですが、防災無線等もテキストで情報を確認できて、とてもありがたいんですが、即効性に関してもすごく今有意義にとってもいい方向が見えていると思うんですけれども、ただ現状はXのアカウントを持っていないと、Xのシステム変更上等でなかなか正確にちょっと情報を得づらいなという感覚がありますし、そういったご意見を今結構たくさん聞いています。

今八丈町の6月にホームページもリニューアル改正して、すごく見やすくなったといういい意見もたくさん聞いていますので、何かもし可能だったらX等で流している情報を、ホームページ等でも見られるように検討していただけないかなと思って、要望です。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 確かに、我々SNSいろいろ、X、インスタ、頑張ってやっておりますけれども、Xのアカウントを持っていないという方もいらっしゃると思います。初めに、以前議員さんからいただいた広報のほうにXを逆流させてみてはどうかということで、これ今、広報に先月のロベレニくんの重要ポストみたいなのを、町広報紙のほうに上げさせていただいています。そこで興味を持っていただいた方から、ちょっとやり方どうなるのというお問合せとかをいただいたり、フォロワーも増えていっている状況です。

また、サステナ事業でやりました見守りタブレットのほうにも、直接Xが見られるように、こちらの町公式の防災のほうがすぐ見られるような仕組みを取っております。今後もちっとSNS、今、Xでフォロワーが2,800ぐらいで、インスタだともう4,900ぐらいいますので、これからもいろんな広報連携団体、農協、漁協、商工会、観光協会と連携して、いろいろSNSで発信していければと思います。

今回土砂災害のマップ、Xに出したと思うんですけれども、町ホームページが大体3,000ぐらい1日閲覧されるんですが、そのXからホームページに逆流して、土砂災害マップを見ていただいた方というのが200名ほどおられましたので、ちょっと効果はあるのかな。なので、そういった数字もしっかり我々把握しながら、今後もうちょっと、今議員さんからもありましたように、ホームページ、SNSと連動して、いろいろ町の町民の皆様には発信していければと考えています。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

はい。

○9番（浅沼碧海君） ありがとうございます。

例えば、今直近の話題ですと、登龍道路、今現在通行止めだと思うんですけれども、この

件に関してもどうやって調べるか、どこに情報が載っているかというお話をちょっと支庁のほうに、道路課のほうに連絡とか、Xの情報を見ていただくのが一番早いという回答があって、もちろんX調べることができない、僕はアカウント持っていて、できなくはないんですけども、それが全員できるかという難しい部分があると思いますので、今、課長もおっしゃっていただきましたが、今後検討していただけると非常に助かります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） では、課長、その辺は考慮してお願いします。

ほかにございますか。

それでは、5番。

○5番（山下則子君） ページ、12ページの総務費の多目的ホール管理費、委託料のところでコンサート委託料160万円なんですけれども、これは1回のコンサートで委託したということなんですか。何のコンサートなのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） こちらは例年実施しております團伊玖磨メモリアルコンサートになります。当初予算のときは、企画財政課長からも説明があったと思いますが、暫定予算というところで6月に補正いたしました。

○議長（山本忠志君） 5番よろしいですか。

○5番（山下則子君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 18ページの水産振興費なんですけれども、こちらのほう神湊のほう、ドアだと思うんですけども、私がちょっと言いたいのはここではなくて、八重根の漁港のほうの水がちょっと今作れないような状態があるということ、まずご存じかどうかご回答ください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤智史君） 作れないというのは何か私も聞いてはいます。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

もう夏に向けてやっぱり八重根漁港のほうで水が作れないというと、神湊のほうから運んだり等の違う労力が必要になったり等、魚が傷むようなことがあると、やっぱり産業振興を

進めていく上ですごいよくないのかなと思うところもあるので、施設としては、町が介入できるところがもしかしたら少ないのかもしれないですけども、支援できることがあるのであれば、ぜひ漁協の施設整備というのを進めていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 一応この補助事業は漁協のほうで上げてきているもので、そこで今回ちょっとトラックということで修正もあったんですけども、それも漁協さんのほうで検討して上げてきているものですので、またそういった製氷のことがあれば、当然うちは対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、2番。

○2番（浅沼隆章君） はい。

○議長（山本忠志君） では、ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） すみません。13ページのエコツーリズム推進行動計画策定という委託料になっているんですが、委託先がどこかということと、それと、内容が前にも少し説明いただいたんですけども、よく分からないのもう一度どんなことをやって、中身を教えてくださいたいのと、あとガイド育成、その下のですが、講習会を委託していますけれども、ガイドというのは何人ぐらいを育成するつもりなのか、海関係、山関係、いろいろありますけれども、どういうふうな内容なのか教えてください。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちらエコツーリズムの推進行動計画というのがまずエコツーリズムの体験型観光を構築していく上で、例えば、ガイド像だったり、八丈島でどういうガイドをするべきか、どういう安全対策をするべきかという指針をつくる計画となっております。

その下のガイドの講習会なんですけれども、今いらっしゃるガイドさんをこの行動計画をつくるために、一回向こうからちゃんとした先生たちをお呼びして、今のガイドの状況がどうなのか、安全が確保できているのか、説明がどうなのかというものも情報として持ちながら、計画をつくっていききたいということになっています。

こちらは、昨年度からエコツーリズムの推進の準備委員会をつくりまして、ここに八丈島の観光協会さんだったり、ビジターセンター、あと自然史研究会さん、観光協会の下部組織のガイド協会さんに入っていて、いろいろ議論しているところです。今回協議会、正

式に今年度より発足しましたので、この辺のメンバーの中でこれからのエコツーリズム、八丈島でエコツーリズムをどのように推進していくかというのをお互い検討しながら進めていければと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 委託先を伺ったのですが、委託先はどこになりますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 委託先は、一応みずほ銀行になります。暮らし館からの引き続きということで、みずほ銀行を考えております。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 体験型ということで指針をつくるということなんですけれども、このガイドというのは一定程度のクオリティーが必要だと思うんですよね。今ガイドをしていらっしゃる方は結構バラバラな感じがするので、その辺は向こうからガイドの方が来て教えてくださるということなんですけれども、その辺クオリティーを維持するような形でお願いしたいです。要望です。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） エコツーリズムの推進に関しましては、一応3 か年でビジョンをつくりまして、3 年後には認定制度、町の中で導入したいと思います。しっかり企画をつくって、ガイドさんを認定していく、協議会で。そうすれば、島外の方も島内でガイドがしたいといったときに入ってこられて、免許さえあればいろいろガイドさんができると。

プラス我々が考えていますのは、ちょっと高単価なガイド。ガイドだけで食べていくというところが本当は目標なんですけれども、ある程度ガイドをやってお金が稼げるというところも踏まえて、この3 年で何とかそこまで持っていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5 番。

○5 番（山下則子君） 同じく13ページの委託料で、親子留学推進委託料85万8,000円というのは、昨日企画財政課長がご説明になった八高の映画というか、「島の光」の島内上映について使われるということなんですけれども、それにちょっと関連して親子留学というところでお聞きしたいんですけれども、最初の説明でお仕事掲示板とかに応募というか、その掲示板で応募をして、その親御さんが応募すると、それでお仕事になれば100万円、それで、そ

れに子供さん、18歳以下も赤ちゃんまでですかね、1人につき100万円ということですよ。だから、そのお仕事掲示板でお仕事をして、子供さん3人いたら400万円になるという意味でよろしいんですか。

それで、そのことについてやはり町民の方々からは、ちょっとうちの者も出してもらえないかというか、何かずるいと言っちゃ変ですけども、やはり島外から人を呼ぶのにそんなに1人子供につき100万円払うんだったら、やっぱり島内の今いる18歳以下の子供さんの子育ての大変な中お金がかかる、そこに何か手当とするものに回していただいて、島外から来る子供さんにももちろんお金的なものは払うんですけども、1人100万円というのはちょっとやり過ぎじゃないかと。

やはり自分の子供たちにも恩恵が至るように、昨日の議長の一般質問にもありましたけれども、教育にはお金がかかる、例えば、ジャージ、富士中とか大中とかありますけれども、ジャージ上下セットでもう1万5,000円はするわけですから、やっぱりそこら辺のところにもお金を回してほしいという意見があるんですけども、いかが考えますか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） お声は分かります。できることなら出したいぐらいなんですけれども、実は親子留学進めまして、その一部の中で移住支援金ということになります。お仕事掲示板の中で親御さんが働いてくれるという条件で移住支援金が出ます。

なので、親子留学のやり方というのは、今回企画財政課にもいますけれども、八盛隊に入るというケースもあります。八盛隊に入ると移住支援金は出ませんので、あくまでお仕事掲示板にある島内の企業さんで、要は、担い手不足で困って応募、今お仕事掲示板に出しているんですけども、あくまでそこに就職した場合のみ移住支援金が出るということになります。そうすれば、八丈島の大人の担い手が増えていくというケースになりますので、そこは八丈のために働いてくれる人が入ってくれるということで、ちょっと理解していただければと思います。

ちなみに、我々親子留学を始めるんですが、今年度令和8年度、親子留学って定義を今回しましたけれども、家族で、子供連れで移住してきて来られた方というのが14世帯21名います。もっと言いますと、令和7年度は13世帯17人、令和6年度は12世帯15人、令和5年が9世帯11人、令和4年になりますと、ここ多分コロナで移住ブームだったと思うんですけども、16世帯23人。

なので、実は言うと、そういう家族連れで島で子育てしたいといった方はある一定数実は

いて、そこに対してもっともっと島は呼び込んでいくといったことをこれからやっていきたいと考えています。大人も入ってくるので、いろいろ会社さんだったり、ホテルさんだったり働いてくれるというところをちょっとプラスで見えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 5 番。

○5 番（山下則子君） その大人は分かりますが、子供 1 人に100万円というのは、その辺のところはどうお考えですか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） こちら、やはり移住を実際にされてきた方からいろいろお話を聞きますと、先日議長からもあったように、学校を変えたりするときに非常にお金がかかります。例えば、標準服を、本当に議長おっしゃるとおりだったんですけれども、そのバックアップ支援だと我々は一応認識しています。新しい生活に入るための準備金というのはやはり必要だと思いますので、その辺はやっぱり町でしっかり見ていくべきかなと。

これ一応100万円というのは、町が勝手に100万円にじゃ設定しようと決めているわけではなく、国の制度としてもともと、じゃ、最多にはプラス100万円というものがもともとありました。なので、今回、今年度東京都もそういう100万円というのをやりますよということで、我々八丈島もやるという決定を行って、18歳以下に100万円という流れになります。

○議長（山本忠志君） 5 番。

○5 番（山下則子君） じゃ、東京都とか国が推薦しているから、例えば町民の方にお答えする答え方としては、もう国も都も100万円と言っているんだと。だから、それで出しているんだということでもいいんですかね。それと、あと14世帯21名というところは、じゃ、もう1人につきお子さんも入っているわけですよね、14世帯だから。もう100万円を頂いているのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） 今年度入って来られた方は対象者は実はいません、一人も。あくまでお仕事掲示板の掲示の募集しているところに就職。これ、また、ただ100万円がもらえるというわけではなく、1年間しっかりそこで働かなければならない、5年間は島に住まなければならないというところがありますので、単純に以前あったと思うんですけれども、よくあると思うんですけれども、移住して来られたら、じゃ300万円、200万円という移住支援金とはちょっと違う。あくまで移住支援金という観点ではなく、定住していただくための

支援金というところになります。

なので、今回令和8年度は、お仕事掲示板に来られた方というのはまだいけませんので、プラス100万円というところは今回はない。これから、また我々が把握している情報ではないんですけども、どっかに入ってくるとまた申請が上がってくるかなと思いますが、現時点ではおりません。

○議長（山本忠志君） ほかにどうですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今大変興味深い数字、何年度は何名、何年度は何名というお話をされました。よく移住してきた人とか、島から出ていってしまう人とか、3年の壁みたいなものも聞いたりするんですけども、今おっしゃっていた人の中で1年間は働いていたんですけども、頑張って働いたけれども、ちょっとしてやっぱり島を出ていこうという方というのはどのぐらいいらっしゃいますか。あまり多くないほうがいいなと思っているんですけども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません。正式な数がちょっと今ここで把握できていないです。また後で。

○8番（岩崎由美君） はい、ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） 別件でございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 13ページ、今、同じ親子留学の関係なんですけれども、ちょっと関連ではないんですけども、「島の光」の上映を島内でやるということをお話しいただいたんですけれども、この親子留学を推進するに当たっては、島内ではなくて島外なので、なるべく上映をして、八丈島のPRを含めて来ていただきたいというのをやるのがこの予算のちゃんとした使い方なのかなと思うんですけども、それはやらないということなんでしょうか。その確認をまずお願いします。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） まず初めに、親子留学制度をつくったということで、何が一番変化があったというところと言うと、移住協議会とも一緒ですね、目線がそろったというところが非常に今回重要なポイントだと思います。八丈高校さんとも移住協さんとも八丈町が同じ目標、同じ目線になった。なので、これからこの下にも、前、金川議員からもあったように、ふるさと回帰センターの会員にもしかりなって、今回もそういうマーケティング

グが、我々移住に関しては可能なので、どんどんやっていきたいなと。

ここで上げさせてもらった島内のまず映画会で、子供たちのために、島の機運醸成のためにやるんですが、もう一つの狙いとしては、そのチーム、我々と八高と移住協議会と一緒に1個のものをやるという、ちょっとチームワークを形成するという部分の狙いもございます。ここが整えば、ぜひ議員がおっしゃるように、どんどん島外に出て行って、イベント等やっていきたいと考えていますので、またその辺新しく決まりましたら、予算計上させていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ぜひそれをやっていただきたいと思います。それで、今後の話となると思うんですが、例えば島外で上映するという形になった場合に関して、島外でやり始めた後ですが、移住されて、親子留学された方たちにぜひアンケートを取っていただいて、どういう形でそういう八丈島を知って来るきっかけになったかというのは、ぜひ今後の資料になると思いますので、それも集めてください。これは要望です。お願いします。

○議長（山本忠志君） じゃ、その辺も課長、踏まえてお願いします。

別件でございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 14ページの民生費。昨日説明あったんですが、負担金補助及び交付金、この内容についてもうちょっと詳しく知りたいな。特にスケジュール感とかいただけるものかどうか聞かれることもあるんで、もし決まっていれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（佐々木 恒君） おはようございます。

金川議員からご質問いただきました義援金、恐らく義援金の配分、あと物価高騰の話かと思えます。まず義援金のほうのお話をさせていただきます。昨年台風22、23号被災により、多くの方より義援金が寄せられ、その額は1億5,900万円となりました。この金額についてはあくまでも義援金という形で、寄附金は除いております。

この募られた義援金を八丈島へ還元すべく、その配分につきまして、先月5月27日に配分を決める委員会を開催し、話し合いが持たれました。結果といたしまして、配分の方法の方向性として、住家として罹災証明を受けている方で持家全壊の被災レベル最大の方に関していうと、金額を100万円分配する。そこから、全壊から今度は半壊とか段階別に応じて義援金を配分する計画といたしました。

そこで、その段階で配った後でお金はまだまだ残っていますんで、10月9日時点で八丈町に住所を有していた方1人1万円を分配することといたしました。これ以上のちょっと詳細な段階設定金額や申請方法は、改めて周知したいと思います。申請単位は世帯単位としてその基準日及び罹災証明発行の基準日は統一して6月1日とさせていただこうと思います。

もう一つの物価高騰対策というほうの補助金等があると思いますが、こちらも基準日が6月1日と設定しています。なので、同時展開として事を進められればいいのかというふうに僕のほうでは考えております。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 確認なんですけれども、この義援金の額は八丈、青ヶ島、合計したものなのか、それとも分けて、八丈分というふうに分けたものなのか、分かりますか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（佐々木 恒君） これはもう八丈に独立した金額となっています。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） 今のところなんですけれども、昨日企画財政課長が説明されたのは、5,000円がというところだったと思うんですけれども、その5,000円は、住民1人当たり5,000円いくということですよね。それで、そのほかにその義援金の今説明されたものがあるという意味でよろしいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（佐々木 恒君） 企画財政課長からも説明ございました。物価高騰対策のほうにつきましては1人5,000円、さらに18歳世代以下は5,000円の加算金を加えるという方法で、あくまで両方の制度とも世帯単位での申請を考えています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○5番（山下則子君） はい。

○議長（山本忠志君） 細かく聞きたければ細かく聞いていいですよ。いいですか。

3番、どうぞ。

○3番（奥山幸子君） これは全員にとって初め5,000円ずつということだったんですけれども、申請しないってことですよね。申請しないと入らないということですね。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課主幹。

○福祉健康課主幹（佐々木 恒君） 幸子議員がおっしゃられたとおりで、ただ、事務局かつ

この事業を行う者としては、両方のお金につきまして、その世帯に対してあなたの世帯はこの金額となりますよといった通知を出した上で、町役場のほうにその金額の振り込むための口座情報を下さいというような手続を考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。この件について。

それでは、別件でございましたら、どうぞ。

8番。

○8番（岩崎由美君） 19ページ、土木費の中で、道路橋梁総務費の中で、真ん中ぐらいにD o c u W o r k sというソフトの使用料というのがあるんですけども、D o c u W o r k sって何だろうと思ったら文書管理とかデータ管理のものですが、これというのは、土木課というか土木費の中で単体で使って、ほかには汎用性のないソフトなんじゃないかな。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） こちらD o c u W o r k sというソフトについてなんですけれども、こちらは今、議会の資料で皆さんPDFを使っていますけれども、それと同じような形の文書をデジタル化して閲覧するためのソフトになります。これは東京都の建設局との情報のやり取りで、このソフトがどうしても必要でして、建設課ではこのソフトを5ライセンス分持ってはいるんですけども、今現在東京都の職員が建設課に派遣で3名来られています。ですので、ライセンスが足りないんで、その不足分を追加するという形で予算を上げています。

以上です。

○8番（岩崎由美君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

5番。

○5番（山下則子君） すみません。何度も聞いちゃって申し訳ないんですけども、19ページの道路橋梁総務費、役務費の中で、所有者土地管理命令申立手数料というので207万円があるんですけども、これは裁判所に申立てを行う手数料と思うんですけども、あとは、これって予納金というんですか、そういうのも必要になるのかなと思うんですけども、これってやっぱり空き家対策のためにこれがかかるということなんじゃないかな。ちょっと詳しく教えてください。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） こちらは議員おっしゃったとおりで、裁判所に納めるものになり

ます。こちらは、昨年の台風被害で道路の部分を、路肩が崩落しているところですかを復旧するに当たって構造物を部分的に構築しなければならない、そうすると、民地を分筆して買収しなければならないんですけれども、その民地、土地の登記簿を調べると所在が不明だということで、それを取得するには、まず裁判所のほうに不明者ということで、土地を管理する者を裁判所のほうで選任していただく、決めていただくための申請をするための費用という形になっております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 17ページの牧野管理費で、予算費がそれと連携していないんですけれども、先日牧野管理協議会というのかな、そういうのが開かれて、そこでふれあい牧場の名前が状況というか、現状と一致していないということを委員から言われまして、何とかしてほしいと言われたんですね。名前の公募をしたどうかと言われたんですけれども、それともう一つその場で、あそこの駐車場が非常に狭いということで、広げてほしいという要望が出ていたんです。その時は宿題として持ち帰るということだったんですけれども、課長はどのように考えていますか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） ふれあい牧場の名称ですよね。確かに牛と直接触れないからふれあいじゃないだろうみたいなことはあったんですけれども、他の、やっぱり調べてみると、直接触れ合い、触れるっってもう、そういうふれあいというのは、別におかしくないという話もちょっとあって、中でそこは今検討しているところです。直接触れないからといってふれあいっていう名前を使うのはおかしい、使っている牧場も実際あるので、そこはちょっと今どうしようかなということでまた、はい。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） 私も名前の変更というのは非常にハードルが高くて、全然構わないと思っているんですね。ただ、その委員の中で非常に強い意志を持っておっしゃっていましたので、その方と直接お話ししたらどうかなと思っているんです。

一方で、駐車場が狭いのは、あそこは先が落ちていますよね。坂というか崖というか、なっているんで、その点をちょっと改良の余地があると思うんですけれども、それはちゃんと考えてほしいなと思っています。どうですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 確かに駐車場については狭いです。やはりその崖になっていますので、やはりその駐車場を造ると擁壁をどうするんだとか、いろいろ問題がありますので、広げられれば当然広げたいとは思ってはいるんですけれども、そこはちょっと慎重にやっぱり考えなきゃいけないのかなとは思っております。

○3番（奥山幸子君） ぜひ前向きにお願いします。

○産業観光課長（大澤知史君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 23ページ。歴民の関係で、四脚高倉の養生とか収蔵庫の整備とかでこれから車が入ったりすると思います。ちょっとこれとは直接関係ないんですけれども、その車関係で今、牧場の駐車場の話をされましたが、ちょっと先日課長とお話もしたとおり、資料館の駐車場が大変狭い。車の一枠もちょっと小さめで、あとバスの搬入とかバスの入りも、進入も結構大変そうだなと先日見ていて思いました。

今もう造ってしまったので、これをこれからしばらくは造れないと思うんですけれども、夏の観光シーズンに向けて、一年中観光シーズンなんですけれども、シーズンに向けて、一番困るのは中で入場料を頂いている担当の方が、それから、いろいろそういうご苦労されるのかなと思うんですが、今後の展開というか、その駐車場確保でどうしても物理的に私も幾ら考えてもいいアイデアが浮かばないんですよ。その辺どうか、どうにかならないかなと思うんですが、今後の見通しを含めて教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 8番議員がおっしゃるとおり、歴史民俗資料館の駐車場が狭いというお声、あと止められる台数に限りがあるということで、そういったお声は伺っています。教育課としてもその点については、今後検討していかないといけないことかなというふうには考えております。

ただ、あまりにもちょっと駐車場を広く取ってしまうと、歴史民俗資料館の滞在時間とかもあると思うんですけれども、今度中のほうの施設に入った方のほうが、ゆっくりと展示物を見られないといった課題ももちろんあると思いますので、そういった、今後検証しながら滞在時間の検証ですとか、あと、かるたの触れて体験できるというところもありちょっと人が多いと、なかなかそれが皆さんに行き渡らないというところもあるので、そういったソフト面、ハード面、両方を検討しながら今後考えていきたいと思っております。

○議長（山本忠志君） 8 番。

○8 番（岩崎由美君） 1 万人を超えたということで大変好評だし、私も拝見してすばらしいなど。もうちょっとここがこうだったらなというなどもあるんですけども、非常にいい展示だと思っています。その滞在時間とか、車をどうされるかとかのちゃんとモニタリング調査、今おっしゃったようなのをしていただいて、近くにはとても土地が確保できないかとは思いますが、特に雨の日とか何とかしていただいて、利便性の高い、さらに利便性の高い資料館にしていただけるといいなと思うので、これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） それでは、ここで、先ほど回答を保留になっておりました企画財政課長のほうから、その人数の件ですか。お願いします。

○企画財政課長（金川智亜樹君） すみません。定住支援金の交付件数になります。こちらこの事業、令和 3 年度から行っております。7 年度実績までの数字となります。全体で申請件数が 99 件あります。そのうち移住者として島に来られた方が 143 名、返還対象が 15 件となります。こちら 7 年度返還が 6 名いるんですが、こちら台風の関係でお仕事がそもそもなくなったというものだったり、ちょっと住居がなくなってしまったというので、免除も行っている件数になります。ちなみに 6 年度はゼロになっております。

補助率、これ町単独の事業ではございません。こちら東京都の補助が 4 分の 3、町が 4 分の 1 といった事業だと。あくまで移住してくてくれた方にどんとお金を出すというよりは、定住支援金になってございます。よろしくお願いいたします。

（岩崎議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

3 番。

○3 番（奥山幸子君） 18 ページの八丈島産業・観光再建支援金 3,000 万、これは、個人が 500 人で、事業所が 192 件ですか、その辺もちょっと、これまで申請して支援金を頂いたというか、その内訳をまず教えてください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大澤知史君） 産業観光再建支援金なんですけれども、こちら 2 月から実は始めていて、ちょっと 7 年度と 8 年度、今契約しているんですけども、これの総額がこれ農業、水産、観光、商業全部なんですけれども、今支払っているのが 726 件でございます。これは 3 月の末、4 月末、5 月末で実際払っております。

○議長（山本忠志君） 3 番。

○3 番（奥山幸子君） これ2月から広報で毎月出していますよね。それでも知らない方結構いるんですね。それで、たまたまうちにいらして民宿をやっている、民宿というかホテルと
いうか、やっている方に言ったら、そんなのがあるのといってすごく喜ばれたんですね。1
件30万ですよね。だから、これもうちょっと音でやるというのもいいのかなと思うんですよ。
せっかくそういう予算が組まれているのであれば、水がないときに三根の方に物すごく文句
言われたんですよね、水が出ないことで。だから、あまねく支援を受けられるように、声と
いうのをこの紙だと全然見ていない人いるんですよね。だから、ぜひそれをお願いします。
要望です。

○議長（山本忠志君） じゃ、産業観光課長、よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） では、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第43号 令和8年度八丈町一
般会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第44号 令和8年度八丈町介護保険特別会計
補正予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） おはようございます。

それでは、データ番号18をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第44号 令和8年度八丈町介護保険特別会計補正予算（第1号）、令和8年度八丈町の介護保険特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,782万円とする。

（「文言省略」の声あり）

○福祉健康課長（菅原宏幸君） はい。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、4ページをお願いいたします。

まず、この予算に関しまして、国のほうが12月に報酬の改定をしまして、決定したのが2月になりましたので、今回6月の補正となっております。中身に関しまして歳出のほうで詳しく説明させていただきます。

それでは、4ページ、歳入になります。

1款2項国庫補助金177万5,000円。

8款1項一般会計繰入金177万6,000円、計補正前の額10億8,427万3,000円、補正額355万1,000円、計10億8,782万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項総務管理費355万1,000円。介護保険システム改修の委託料となっております。この内容ですが、8月に改修予定となっております、令和7年11月21日に閣議決定において介護分野の職員の処遇改善について、他職種との遜色ない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において必要な待遇を行うとされたことを踏まえて行われるものです。中身といたしましては、令和8年度介護報酬改定は、介護分野の職員の処遇改善プラス1.95%と食費の基準費用額の引上げ0.09%とすることとなっております。

以上がシステム改修の中身となっております。

改めまして、歳出。

補正前の額、計10億8,427万3,000円、補正額355万1,000円、計10億8,782万4,000円となります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

(発言する者なし)

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第44号 令和8年度八丈町介護保険特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第45号 令和8年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（小野高志君） おはようございます。

データ番号19番をお願いいたします。

3枚目の1ページをお願いします。

議案第45号 令和8年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和8年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,157万1,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○議長（山本忠志君） はい。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

それでは、6枚目の4ページをお願いいたします。

なお、今回の補正予算は、7月に予定しております特定健診の実施等に伴う臨時職員の雇用のための人件費増額に伴うものでございます。

まず、歳入について説明をいたします。

4款1項繰入金のうち、他会計繰入金15万4,000円の増。臨時職員の人件費の増額に伴う一般会計繰入金の増額でございます。

以上、歳入合計、補正前2億7,141万7,000円、補正額15万4,000円、合計2億7,157万1,000円となります。

続いて、下の5ページをお願いいたします。

歳出について説明いたします。

4款1項保健事業費15万4,000円の増。健康診査費における臨時職員の雇用のための報酬等の増額でございます。

以上、歳出合計、補正前2億7,141万7,000円、補正額15万4,000円、合計2億7,157万1,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（金川孝幸君） 直接この補正には関わらないんですが、7月の特定健診なんですが、胃カメラもあると思うんですが、バリウムと、あと、鼻から入れる両方を選択できるんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（菅原宏幸君） すみません。それは、多分がん検診のほう。特定健診でがん検診のほうは、去年度から胃カメラになってございます。

○議長（山本忠志君） 6番いいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第４、議案第45号 令和８年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第５、議案第46号 令和８年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） データ番号20番をお願いいたします。

すみません、水－１ページをお願いいたします。

議案第46号 令和８年度八丈町水道事業会計補正予算（第３号）。

総則、第１条、令和８年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○議長（山本忠志君） はい。

では、水－２ページをお願いいたします。

令和８年６月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

水－７ページをお願いいたします。

令和８年度補正予算実施計画明細書。

収益的収入及び支出。

収入。

１款２項３目消費税及び地方消費税還付金1,429万3,000円の増。消費税還付金の増です。

続いて、支出。

１款１項３目配水及び給水費1,100万円の増。漏水調査委託料の増です。こちら島外漏水調査等を専門に行っている機関がありますので、そちらへの委託料ということで設定をさせていただきます。

なお、その前に、東京都水道局のほうに漏水調査のほうを依頼しておりまして、６月22から７月10日の期間で漏水調査のほうをやっていただくということでお願いをしております。

その前に6月10日から今週末まで先発隊ということで、水道局の方が来まして、機械の設定、あと私どもとの打合せしております。6月の22から調査ということになります。

そちらのほうの調査が進みましたら、もちろん漏水なくなるというお話になりましたら、こちらの漏水調査委託料は必要なくなりますので、これは使わないということになりますけれども、かなり漏水が多くなっておりますので、二段構えの戦法ということで水道局にお願いしまして、もし駄目であればこちらのこの委託料を使うというような形で考えております。

続きまして、4目業務費1,730万の増。認可変更委託料の増です。こちら私ども水道事業が東京都のほうに許可を得て水道事業を実施しているんですけれども、特に浄水場を建設するとかそういった大きな変更があった場合は認可変更といいまして、書類を提出して、その変更した内容を許可いただく必要がございます。今回台風災害を受けまして、浄水場を新たに建設するですとか、浄水場の内容が大きく変わっております。水道施設が大きく変わっておりますので、またその認可変更のほうが必要になりましたので、こちらの委託料の増額となっております。

続いて、水－8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

収入。

1款1項1目建設改良等企業債1億1,800万円の増。こちら資本的支出の財源としての増額となっております。

続いて、支出です。

支出に関しましては、1目施設改良費が水道事業としての工事や設計、また、2目災害復旧事業費は、台風に対応しての災害復旧に関する事業というふうな整理をして、補正を行っております。説明いたします。

1款1項1目施設改良費6,202万9,000円の増。備考欄上から説明させていただきます。老朽管更新設計委託料、こちら令和7年度に設計をし、令和8年度に工事を行う予定だった老朽管更新工事ですけれども、こちら台風災害を受けまして、設計のほうが途中で中断しております。令和8年度に設計を行い、令和9年度に工事を目標に事業を実施する予定のものとなります。

続いて、停電対策設計委託料です。こちらは水道施設に非常用発電機を設置するための設計委託となっております。設置する場所に関しましては、三根片瀬ヶ首配水池、中之郷安川ポンプ場、檜立配水池の3か所を計画しております。

続いて、配水管等移設工事（電線共同溝）になります。こちら電線共同溝工事が大賀郷地域において実施する予定というふうな形ですけれども、既に設置されている配水管等が支障になるということで配水管を移設する工事の補正となります。

続きまして、護神山配水池送水流量計工事、こちらは、護神山配水池送水流量計の故障による更新となります。

続いて、2目災害復旧事業費6,690万4,000円の増。備考欄を説明させていただきます。災害未調査区間調査業務委託料、こちら前回の議会でも説明をさせていただきました漏水実験等で災害の範囲を確定させる、実際に業者さんに作業をお願いするための委託料というふうになります。ただ、私どものほうが漏水実験のほうの知識ございませんので、こちらに関しては、東京都の保健医療局、また、水道局の方にご指示いただきながら、指示の下に作業をしていきたいというふうに考えております。

続いて、安川ポンプ場仮設タンク設計委託料、また、下のほうにあります工事請負費の安川ポンプ場仮設タンク設置工事、またその下、有形固定資産購入費の安川ポンプ場仮設タンク購入、こちら一連の事業となります。安川ポンプ場、台風災害を受けまして、一度水源からポンプアップをしてから水源の安川ポンプ場のほうに水が入るんですけれども、現状水を送ることを最優先に考えたため、そのポンプが何も制御が利かない24時間動き続けるようなポンプとなっております。水が全く必要ないときでも水を送り続けるというようなちょっとなかなか管理が難しい施設となっております、この仮設タンクを設置することで、その水位を見ながらそのポンプを制御をするというような形での計画をしております。

続きまして、大川・関之戸災害復旧基本設計。こちら先ほど申しました漏水実験を実施しました。あと大川浄水場、あと関之戸浄水場に関しましては、復旧に向けての基本設計を実施していきたいというものになります。

続いて、鴨川仮設導水管賃借料、また、その下の鴨川仮設管支障移設工事。こちらに関しましては、大賀郷、鴨川水源からの導水管ですけれども、防衛道路の上に本当に道路の上に導水管が置いているというような状況になっております。こちらに関しては、建設課のほうで防衛道路の整備の工事を予定しているということで、支障になりますので、防衛道路の下に地中に埋めるというような工事、水道管をレンタルしまして埋めるというような工事の計画をしております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

7 番。

○7 番（沖山 昇君） 台風以降、なかなか大きな災害を受けて、水道係、企業課の方々、大変ご苦労されていると思いますけれども、やはりまだ水源からの水というのは足りない状況、使用量に対して足りない状況なんではないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） 水源に関しましては、以前の議会と基本的には同じような説明にはなるんですけれども、井戸とかがある程度頑張っていたくというような前提にはなるんですが、水自体はある程度足りるだろうというふうな形であります。

ただ、この夏場に関しては、皆さんもちろんこれからどれだけ水を使うかなと、例年の水の量であれば大丈夫だけれどもというような形で、いつも私は説明させていただいていますが、それ以上使われる可能性ももちろんあります。そういった場合に、先ほど申しました漏水の問題も出てきております。そういったことを考えていくと不安はあるけれども、一応皆さんが節水意識を持っていただければ大丈夫というような量ではあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本忠志君） 7 番。

○7 番（沖山 昇君） そうなんですね。夏に向けて使用量がやはり増えるはずで、現状工事がまだ終わっていない段階であればやっぱり水が足りなくなってくる、井戸が頑張ってもなかなか厳しい状況にあるというふうなことを考えると、やはり節水のお願いをしなければいけないのかなというふうに思いますが、意外にこれが知られていない。

ホームページで出されているんですが、それに気がつく方がやっぱり少ない。高齢の方はやはりなかなか見ない、届いていないというのがやはりあるのかなということでもありますんで、ぜひ夏前に、使用量が増える前に少しでも節水をお願いするという形で皆さんに周知をしていただきたいと、いかがでしょう。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（岡野豊広君） ご指摘のとおりだと思いますので、周知の方向については考えさせていただきたいと思います。ただ、現状としましては、皆さん本当に節水に、現状としては節水にご協力いただいているような水量というところではございます。ありがとうございます。

ます。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第46号 令和8年度八丈町水道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第47号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、データ番号21をお願いします。

議案第47号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

公職選挙法施行令の改正に伴い、八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動に係る経費の公費負担に関する事項を改正する必要があることから、本案を提出します。

次のページをお願いします。

八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例で定める公費負担の上限単価については、公職選挙法施行令により定める国の選挙での公費負担上限額等に準じて設定しています。

昨年物価の変動等を背景に同令が改正され、国の選挙での公費負担上限額等の引上げがなされました。これに伴い町条例で定める上限単価等についても同様に引き上げるものです。

なお、交付の日以降、その期日を告示される選挙について適用します。

条例で改正するものにつきましては、選挙運動用のビラの作成の上限単価、また、選挙運動用ポスターの作成に関する単価の上限単価を条例のほうで定めておりますので、そちらのほうを改正するものでございます。

条例以外でも八丈町選挙執行規程というものがございまして、その中では選挙運動従事者、また選挙運動労務者の費用単価のほうも設定しておりますけれども、そちらのほうも併せて改正のほうを考えてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第47号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（堀本敏彦君） おはようございます。

それでは、資料データ番号の22の1をお願いいたします。

議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

大型電気自動車普及の取組として、大出力の急速充電設備、さらには、バッテリーの種類の多様化と容量拡大に対応する必要がある、また、令和7年に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受け、林野火災注意報及び林野火災警報を運用開始するため、八丈町火災予防条例の一部を改正する必要がある、本案を提出します。

それでは、改正条例についてご説明いたします。

なお、本文の朗読につきましては省略させていただき、資料の22の2をご覧ください。

また、今回の条例改正につきましては、国からの通知に伴うもので、条文につきましては国が提示しております条例の例に沿ったものとなっております。

改正条例は大きく3つとなります。

まず1つ目が電気自動車の充電に用います急速充電設備についての改正です。これまで200キロワットを超える急速充電設備は、変電設備として扱われ、設備内に外部の者が出入りできないなどの障壁が存在しておりました。ですが、今回の条例改正によりその上限を撤廃し、200キロワットを超えるものも急速充電設備として扱えることとなり、これにより大型電気自動車などの規制が緩和されるものとなっております。

次に、蓄電池設備についての改正で、こちらの蓄電池の多様化、大容量化から規制の見直しが行われるものです。内容ですが、まず規制の単位をアンペア・セルからキロワット・アワーに改めること、次に、20キロワット以下で消防庁長官が定めます出火防止装置、こういったものが講じられたものは火災の危険性が低いことから規制の対象外とすること。

最後に、屋外に設けられました蓄電池設備についても、消防庁長官が定めます延焼防止措置が講じられたものは建物からの離隔距離が不要となったものでございます。

以上が蓄電池設備の改正内容となっております。

最後に、林野火災注意報及び警報についての制定となります。これは昨年2月に発生しました岩手県大船渡市の林野火災を踏まえ、林野火災が起こりやすい時期に気象状況などから、火災予防上注意が必要なときや危険なときに発令するものとなっております。

次のページの別紙をご覧ください。

まず運用期間ですが、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる1月1日から5月末日までの5か月間となります。発令指標ですが、林野火災注意報にあつては、前3日の合計降水量が1ミリ以下、かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下、または、乾燥注意報が発表されているときに発令されます。林野火災警報につきましては、林野火災注意報発令時の気象状況に加えて、強風注意報が発表されているときとなります。

次に、これら注意報、警報が発令された場合の具体的な火の使用制限ですが、こちらは火災予防条例第29条の規定により、(1)から(6)までの規制がかかります。資料に対象となる行為の画像を載せておりますが、要約しますと、屋外において裸火を使用したり、火の粉が飛ぶような行為が対象となつてございます。ただし、規制の対象とならない行為もございます。こちら写真も載せておりますが、バーベキュー台や七輪、ガスコンロ、ガス器具など、火の粉が飛散しない形態の製品で、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、規制の対象外となります。

次に、発令の周知方法ですが、今のところ防災行政無線と町ホームページ、SNS、消防車両による広報などを考えております。こちらにつきましては、来年1月の運用開始前に町の広報紙やホームページなどを活用し、しっかり町民が理解できるよう、周知していく考えでございます。

最後に、この林野火災注意報及び警報ですが、警報時のみ従わなかった場合、消防法44条の適用を受け、罰則がございます。この場合、違反した者に対して30万円以下の罰金、または拘留に処することが消防法で定められております。林野火災注意報及び林野火災警報についての説明は以上です。

最後に、誤字の修正と炭火焼き器についてご説明いたします。

こちらは誤字のほうですが、火災予防条例第3条1項中の門柱を改め、間柱に修正しております。また、炭火焼き器ですが、こちらは固体燃料を使う厨房設備の基準の改正で、火災予防上安全な距離を定めます条例別表第3に、新たに固体燃料を使用する厨房設備、炭火焼き器でございますが、こちらの離隔距離を追加で定めたものとなっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結します。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第48号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

ここで休憩に入ります。

再開は10時35分といたします。時間までにお集まりください。

（午前10時20分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時35分）

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 先ほどに続きまして、日程第8、議案第49号 町災第20号道路災害復旧工事（中－03）請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（金川智亜樹君） それでは、書類番号、データ番号23、お願いします。

議案第49号 町災第20号道路災害復旧工事（中－03）請負契約。

上記議案を提出する。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページをお願いします。

町災第20号道路災害復旧工事請負契約。

町災第20号道路災害復旧工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

1、契約の目的。

町災第20号道路災害復旧工事。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

5,621万円。

4、契約の相手方。

東京都八丈島八丈町三根135番地1、平光建設株式会社、代表取締役、平井一弘。

5の支出科目については省略いたします。

こちら工期につきましては、令和9年3月2日となります。

詳しい内容につきましては、建設課長より説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） それでは、議案資料の3ページ目をご確認ください。

こちらは、復旧工事の施工場所と概要を示しております。

場所は、中之郷郵便局前の都道を挟んだ向かい側の町道となります。こちらは昨年の台風によって道路の約半分が大きく崩落し、現在は通行に支障を来している大変危険な状態となっております。今回の工事は、この崩落箇所を安全に復旧するための重要な事業となります。

具体的な工事内容は、復旧延長41.3メートル、崩落した範囲に対して大型ブロック積擁壁を構築し、道路の土台を復旧いたします。また、擁壁の構築に併せて安全性を確保するため、防護柵の設置及び道路面のコンクリート舗装を一体的に施工をいたします。

説明は以上になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） この工事が予定が決まってよかったなと思います。1件は、例えば町営住宅にお住まいで、1件は今も奥のお宅が住まれている、多分相当ガソリン代がかかると、遠回りするので、おっしゃっていました。こちらのお宅にこの工事の概要とか予定とか、そういうことはお知らせしていらっしゃるでしょうか。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（櫻庭郁也君） 一応この状況は説明はしてはいるんですけども、実際工事が契約してから改めて沿線の地権者の方たち、関係者の方たちには周知させていただきます。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 大変心配していらっしゃるし、いつどうなるかなというのをずっと気にされていたので、ぜひそのようにお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第49号 町災第20号道路災害復旧工事（中－03）請負契約は原案どおり可決いたしました。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、報告第7号 専決処分事項の報告についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（田村久美君） データ番号24をご覧ください。

報告第7号 専決処分事項の報告について。

令和8年6月11日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき、八丈町立学校生徒の負傷事故における八丈町と相手方との損害賠償の額の決定及び和解の成立について、別紙のとおり報告します。

次の書類をご覧ください。

専決処分書。

保護者と和解した日にちが令和8年5月12日となります。

その次の資料をご覧ください。

相手方は、大賀郷に住所がある方となります。

和解の期日は先ほど申しあげました令和8年5月12日です。

内容についてですが、令和7年12月8日の17時頃、大賀郷中学校の体育館において、部活動中に腰が痛くなったという事案になります。こちら島内の医療機関を受診しまして、痛みがなかなか引かないというところで医療機関から島外の受診を勧められました。このため、診療報酬以外のお金がかかってしまいましたので、16万8,118円の支払いをするものになります。

簡単ですが、説明は以上になります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） こちら専決でこの内容のものが今までも何回も出てきているとは思いますが、ここに対しては特に問題はないんですけれども、この和解の内容についていつもちょっと疑問に思っていて、確かに本人がもしかしたらこのお話をしてこれを書いているのかもしれないですが、ただ痛くなったとかではなくて、その診察内容というか、いわゆる島内ではどうしてもできないんだと、だから島外に行ったんだというものがしっかりここに明記されていないとなかなか判断しづらいというか、ただ痛くなったから東京に行って、その飛行機代等もかかって、その分を出しましたというふうになってしまうと、ちょっとこの判断というか、これが何でどういう怪我だったとか全然分からないような状態で、それがどれだけひどかったのかというのも分からないので、ぜひその内容をもうちょっと明確に、これ以外にちゃんと診察された内容というのを明記できないものなのかというのをちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（田村久美君） 私もこちらの資料なんですけれども、学校の事故報告書に基づいて書いているので、ちょっと内容が詳細が分からないということはこちらのほうも感じておりましたので、ただいまそのような説明を、医療機関を受診して痛みが引かず、島外医療機

関を受診するようという医師の勧めで上京しましたというところで付け加えさせていただいたんですが、今後ちょっと学校の事故報告書だけではなく、皆様に分かりやすい説明ができるように、記載内容等はちょっと精査したいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） なければ、これで質疑を終結いたします。

以上をもちまして、日程第9、報告第7号 専決処分事項の報告についてを終わります。

◎承認第13号及び承認第14号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、議員派遣についてをお諮りいたします。

日程第10、承認第13号、日程第11、承認第14号の議案派遣承認については、一括して議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、一括して議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものでございます。

これより休憩いたします。

（午前10時45分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時51分）

○議長（山本忠志君） 日程第10、承認第13号、東京都道路整備事業推進大会については、自分を派遣することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

続いて、日程第11、承認第14号、第75回全国漁港漁場大会については、議員を派遣しないことでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認といたします。

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものといいたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12 総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第14、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたします。

◎議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第15、議会改革特別委員会の閉会中の特定事件の調査活

動についてを上程いたします。

本件はお手元に配付のとおり、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議会改革特別委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、令和8年第二回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年6月12日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 山 下 巧

署 名 議 員 浅 沼 隆 章